

大阪狭山市まちづくり円卓会議事業実施要領

1 概要

この要領は、大阪狭山市まちづくり円卓会議条例施行規則（平成25年大阪狭山市規則第18号）第14条に規定する必要な事項を定めます。

2 予算措置提案の限度額

予算措置を提案できる事業の限度額は、500万円とします。

3 予算措置提案の手続き

市に予算措置を提案するときは、次の書類を添えて、10月末日までに市長に届け出てください。ただし、市長が必要と認めるときは、提案期日を延期できることとします。

(1) 提案書

(2) 予算措置提案に関する会議録

4 予算措置

市は、法令等に抵触しないか現行制度との整合性を考慮し、提案内容について、予算措置を講じます。

なお、予算措置は、その事業を所管する市の部署において行います。

5 事業の公表

市は、予算が承認されしだい、速やかに当該会議に通知し、公表します。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行します。